

## 鳥取県東部広域行政管理組合議会会議録

平成29年5月15日（月曜日）

### 議事日程（第1号）

平成29年5月15日（月） 午前10時0分開会 鳥取市議会議場

- 第1 議席の指定
- 第2 会期の決定
- 第3 議員提出議案第1号鳥取県東部広域行政管理組合議会委員会条例の一部改正について（質疑・討論・採決）
- 第4 常任委員の選任
- 第5 議会運営委員の選任
- 第6 議案第5号財産の取得について（提案説明・質疑・委員会付託・委員長報告・質疑・討論・採決）

~~~~~

### 会議に付した事件

日程第1から日程第6まで

~~~~~

### 出席議員（18名）

1番	西	村	紳一郎	2番	寺	坂	寛	夫
3番	山	田	延孝	4番	伊	藤	幾	子
5番	金	谷	洋治	6番	長	坂	則	翁
7番	高	橋	信一郎	8番	谷	本	正	敏
9番	川	上	守	10番	酒	本	敏	興
11番	柳		正敏	12番	船	木	祥	一
13番	下	村	佳弘	14番	桑	田	達	也
15番	田	村	繁巳	16番	上	杉	栄	一
17番	橋	尾	泰博	18番	上	田	孝	春

~~~~~

説明のため出席した者

|       |          |       |
|-------|----------|-------|
| 管理者   | 鳥取市長     | 深澤義彦  |
| 副管理者  | 智頭町長     | 寺谷誠一郎 |
| 副管理者  | 若桜町長     | 小林昌司  |
| 副管理者  | 八頭町長     | 吉田英人  |
| 副管理者  | 鳥取市副市長   | 羽場恭一  |
| 事務局長  |          | 田中利明  |
| 消防局長  |          | 藤原博志  |
| 会計管理者 | 鳥取市会計管理者 | 高橋徹   |

~~~~~

事務局職員出席者

書記長	鳥取市議会事務局長	河村敏
書記次長	鳥取市議会事務局次長	岡本幸子
書記	鳥取市議会事務局議事係長	植村香代子
書記	鳥取市議会事務局主事	堀村聡志
書記	鳥取市議会事務局主事	春井知世

~~~~~

午前10時0分 開会

○下村佳弘議長 皆様、おはようございます。ただいまから平成29年第1回鳥取県東部広域行政管理組合議会臨時会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

日程に先立ちまして、諸般の報告を行います。

監査委員から提出されました例月出納検査報告書は、お手元に配付のとおりであります。

そのほかに報告事項がありますので、書記長に報告させます。

○河村 敏書記長 御報告いたします。議員の異動についてです。

八頭町議会議員の任期満了に伴いまして、平成29年4月27日に八頭町議会において鳥取県東部広域行政管理組合議会議員選挙が行われ、谷本正敏議員、高橋信一郎議員が選出されました。

以上、報告終わります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

## 第1 議席の指定

○下村佳弘議長 日程第1、議席の指定を議題とします。

今回選出されました方々の議席は、会議規則第4条第2項の規定により、高橋信一郎議員を7番に、谷本正敏議員を8番にそれぞれ指定します。

## 第2 会期の決定

○下村佳弘議長 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○下村佳弘議長 御異議なしと認めます。したがって、会期は、本日1日に決定しました。

## 第3 議員提出議案第1号鳥取県東部広域行政管理組合議会委員会条例の一部改正について（質疑・討論・採決）

○下村佳弘議長 日程第3、議員提出議案第1号、鳥取県東部広域行政管理組合議会委員会条例の一部改正についてを議題とします。

お諮りします。本案に対する提出者の説明、委員会付託は省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○下村佳弘議長 御異議なしと認めます。したがって、提出者の説明、委員会付託は省略することに決定しました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○下村佳弘議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○下村佳弘議長 討論なしと認めます。

これより議員提出議案第1号、鳥取県東部広域行政管理組合議会委員会条例の一部改正についてを起立により採決します。

お諮りします。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○下村佳弘議長 起立全員であります。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

## 第4 常任委員の選任

○下村佳弘議長 日程第4、常任委員の選任を議題とします。

お諮りします。欠員中の常任委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、8番、谷本正敏議員を総務消防委員に、7番、高橋信一郎議員を福祉環境委員にそれぞれ指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○下村佳弘議長 御異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました議員を選任することに決定しました。

#### 第5 議会運営委員の選任

○下村佳弘議長 日程第5、議会運営委員の選任を議題とします。

お諮りします。欠員中の議会運営委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、8番、谷本正敏議員を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○下村佳弘議長 御異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました議員を選任することに決定しました。

#### 第6 議案第5号財産の取得について（提案説明・質疑・委員会付託・委員長報告・質疑・討論・採決）

○下村佳弘議長 日程第6、議案第5号、財産の取得についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

深澤管理者。

○深澤義彦管理者 本組合議会臨時会に提案いたしました議案第5号、財産の取得について御説明いたします。

本案件は、平成10年度に湖山消防署へ配備しております消防ポンプ自動車1台を更新するため、指名競争入札を実施したところ、株式会社吉谷機械製作所が落札したため、購入契約の締結に当たり、必要な議決を得ようとするものです。

以上、今回提案いたしました議案について御説明いたしました。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○下村佳弘議長 これより質疑に入ります。

通告により発言を許可します。

4番、伊藤幾子議員。

○4番伊藤幾子議員 4番、伊藤です。では、議案第5号、財産の取得について質疑を行います。

まず1回目ですけれども、この議案は、先ほど提案説明がございました消防自動車の更新に伴い、新規に取得するためとして、湖山消防署の消防車両として、議案によりますと、災害対応特殊消防ポンプ自動車1台を購入するものとなっています。このたび新しくする車両は、湖山消防署に平成10年11月に登録された車両となっていますけれども、そもそもこの消防車両を更新する際の判断基準はどうなっているのかお尋ねをします。

2点目ですけれども、今回購入されるものが、先ほど言いました災害対応特殊消防ポンプ自動車となっておりますけれども、どのような車両で、旧、古いほうの車両と違いはあるのかどうか、その点もお尋ねをします。

以上、1回目です。

○下村佳弘議長 藤原消防局長。

○藤原博志消防局長 お答えいたします。

消防車両の更新に際しての判断基準は、車両の経過年数、走行距離、ポンプ等の運用時間及び修繕経過等を総合的に判断の上、更新を行っております。また、災害対応特殊消防ポンプ自動車は、緊急消防援助隊の出動車両として国に登録する車両でございます。

旧車両との違いでございますが、ポンプ自動車の停車位置にかかわらず、水を吸い上げる管、吸管と言って

おりますが、この吸管を左右どちらからでも容易に引き出すことができるサイドプル式吸管装置、狹隘地域における初期消火に備え、800リットルのタンク等を装備いたしておるところでございます。以上でございます。

○下村佳弘議長 4番、伊藤幾子議員。

○4番伊藤幾子議員 それでは、2回目、お尋ねをいたします。

まず、消防車両を更新する際の判断基準というのが、購入した年数であったり、ポンプ等の運用時間であったり、走行距離であったり、そういったことを総合的に見て判断をするという御答弁でした。

ちょっとそこでお尋ねをしたいんですが、その更新計画というものがつくられているのかどうかということと、あるのであれば、それが大体何年度ぐらいまでの計画が今つくられているのかというのを教えてください。

それから、判断基準を述べていただきましたが、今回更新することとなった湖山の旧車両ですね、これは大体どういう状況に至っていたのかと、更新する時点で、20年近く使われていますけれども、それぞれ判断基準で述べられた指標みたいなものに対してどういう状況だったのかということもあわせてお尋ねをいたします。

以上、2回目です。

○下村佳弘議長 藤原消防局長。

○藤原博志消防局長 お答えいたします。

消防車両の更新計画は5年を目安に作成の上、車両状態、整備状況等を勘案して、毎年度末に見直しを行っており、更新の目安となる走行距離の基準は特に設けておりません。なお、今回更新予定の消防ポンプ自動車の走行距離は、約12万キロでございます。以上でございます。

○下村佳弘議長 4番、伊藤幾子議員。

○4番伊藤幾子議員 判断基準として、別に走行距離が判断基準に、それが大きく左右するものではないというような御答弁だったと思いますけれども、大体今回の更新の対象になった車両は12万キロ走っているということで、それは理解をいたしました。

では、最後、3回目ですけれども、取得の方法として指名競争入札となっておりますが、この入札に参加された業者の件数と、あと落札率はどうだったのかお尋ねします。以上です。

○下村佳弘議長 藤原消防局長。

○藤原博志消防局長 お答えいたします。

指名競争入札の参加は5社で、落札率は約99%でございます。以上でございます。

○下村佳弘議長 以上で質疑を終わります。

議案第5号、財産の取得については、審査のため、総務消防委員会に付託します。

委員会開催のため、しばらく休憩します。

午前10時11分 休憩

午前11時36分 再開

○下村佳弘議長 ただいまから、会議を再開します。

報告事項がありますので、書記長に報告させます。

○河村 敏書記長 御報告いたします。

先ほど開催されました総務消防委員会におきまして、副委員長に8番、谷本正敏議員が選出されました。

以上、報告終わります。

○下村佳弘議長 議案第5号、財産の取得についてを議題とします。

委員会審査報告書が議長に提出されております。

総務消防委員長の報告を求めます。

18番、上田孝春議員。

○18番上田孝春議員 総務消防委員会に付託されました議案につきまして、本委員会での審査の結果を御報告します。

議案第5号、財産の取得について。本案は、適切な措置と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、報告を終わります。

○下村佳弘議長 これより委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○下村佳弘議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○下村佳弘議長 討論なしと認めます。

これより議案第5号、財産の取得についてを起立により採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○下村佳弘議長 起立全員であります。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

以上で本臨時会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

これで平成29年第1回鳥取県東部広域行政管理組合議会臨時会を閉会します。

午前11時38分 閉会